

	新潟市教育委員会 平成21年12月 定例会会議録			
日 時	平成21年12月16日(水) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	佐藤 委員長		欠席委員	
	高山 委員			
	田中 委員			
	小嶋 委員			
	山田 委員			
	鈴木 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	市橋 浩	教職員課長	逢坂 健太郎
	教育次長	長谷川裕一	総合教育 センター所長	津野 敏江
	教育次長 中央図書館長	八木 秀夫	学校支援課長	南 敦
	事務局参事	大科 俊夫	地域と学校ふれあ い推進課長	坂井 敏明
	教育総務課長	川瀬 正之	生涯学習センタ ー次長	和田 明彦
	学務課長	朝妻 厚雄	中央図書館 企画管理課長	上山 茂実
	施設課長	芋川 常治		
	保健給食課長	朝妻 博	教育総務課 長補佐	佐藤 栄治
	生涯学習課長	玉木 一彦	教育総務課 総務企画係長	小関 洋
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第19号	職員の人事措置について
	議案第20号	市立小学校の校長の人事について
報告 (5件)	記 号	件 名
		結・市之瀬再編小学校の校名について
		新型インフルエンザへの対応について
		新潟市立高志中等教育学校の入学者選抜について
		新潟市立両川小学校の校歌・校章・校旗について
		新潟市立西特別支援学校の校歌・校章・校旗について
協議題 (2件)	記 号	件 名
		教育ビジョン後期実施計画における重点施策について
		教育委員会定例会における意見と図書館の考え方について

第1 開会宣言

○委員長 午後2時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 高山委員，田中委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 それでは、まず、付議事件、議案第19号職員の人事措置並びに議案第20号市立小学校の校長の人事につきましては、人事案件でございますので、非公開とさせていただきます。協議会終了後に再開し、審議させていただきたいと思っております。

第4 報告

○委員長 それでは、第3、報告に移りたいと思っております。結・市之瀬再編小学校の校名について、学務課長、お願いします。

○学務課長 学務課でございます。現在、秋葉区では、結小学校と市之瀬小学校の再編改築事業が進んでおりまして、平成23年4月の開校を目指しております。

再編校の通学区域につきましては、平成21年2月の定例会でお決めいただいております。現在、両校の教職員で授業研究の発表会を相互に参加するとか、来年、子どもたちの相互交流をする計画づくりを進めていると聞いております。来年は校外活動に一緒に行くとか、運動会の日程を少しずらしまして、お互いに訪問できるようにするとか、いろいろ企画されていると伺っております。

このたびは、再編校の校名につきまして、新しい校区の皆さんが作りました荻川地区新小学校準備会から学校名の地元案が推薦されましたので、報告させていただきます。資料をご覧くださいと思います。

資料1枚目の1の経緯でございますけれども、今年の6月10日に荻川地区コミュニティ協議会の会長をトップとしました準備会と教育委員会事務局の関係課長の顔合わせ会がございました。その席で、再編校の校名について、旧新津市の方針で公募

することに決まっておりましたので、その旨ご説明し、地域の皆さんで決めていただくようお願いいたしました。

準備会では、全世帯にアンケートを行い、校名の候補を公募いたしました。内容は記載のとおりでございますけれども、上位3つの候補につきまして、さらにそれを候補として投票を行いました。

その結果、2の校名案の決定のところでございますけれども、11月に荻川小学校が60.9%の支持を集めまして、正式に地元案となりました。12月11日に、鈴木教育長にもう一枚の別紙のとおり提出されたところでございます。

別紙の裏側に新しい校区の中の町内会ごとの得票数がございます。「荻川小学校」が一番多かったという結果でございます。今後、市長にも報告いたしまして、教育委員会の皆様と市長の同意をいただければ、荻川小学校とさせていただきたいと考えております。その場合は、22年2月に議案としてお諮りしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ただいまの報告に関しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○山田委員

校名選考委員会というのと、荻川地区新小学校準備会というのは、これは違うわけですか。

○学務課長

荻川地区新小学校準備会というのは、開校のための諸々の準備をするという、その地域の方の新しい小学校を考える会というような形でできておりますし、また、その中に学校の教頭先生が入っております。そこに、さらに秋葉区長さんと地元の7人の町内会長に入らせていただきまして、少し大きくした形で選考委員会を作ったと伺いました。

○高山委員

その全小学校区全世帯のアンケート調査ですが、どういう形でやられたのですか。

○学務課長

アンケート用紙を全世帯に配りまして、1世帯1枚と、そこに2つまで候補を書けるという形で行われたと伺いました。その結果727票が集まりまして、上位3つが記載のとおり荻川小学校、あおば小学校、秋葉小学校、そのほかにも同じ荻川小学校でも、ひらがなで「おぎかわ」とか、「かわ」だけ漢字とか、いろいろあったと伺っております。私が聞いておりますのは、主なものということだと思います。

○高山委員

では、回収はどのような形でやられたのですか。

○学務課長

これは、町内会を経由して配布されて、回収してもらったと聞いております。

○高山委員	町内会の役員がということですね。それにしても、27.5%というのは寂しい数字なんですけれども、3世帯に1人からということですね。
○学務課長	校名の公募ですので、アイデアの件数としてはどうなのかというのがちょっと。
○委員長	よろしゅうございますか。ありがとうございました。 それでは、続きまして、新型インフルエンザの対応について、保健給食課、お願いします。
○保健給食課長	保健給食課でございます。それでは、新型インフルエンザにつきましてご報告させていただきます。 まず、資料の説明に入ります前に、全市的な状況を申し上げます。市内のインフルエンザの患者数につきましては、7月中旬から12月6日までの時点になりますけれども、47,000人を超えたところでございます。11月下旬から今日までの状況からいたしますと、ピークを超えた感はございますけれども、未だに学校での感染者はいるという状況ではないかと思われまいます。 それでは、資料の1をご覧ください。小中学校における学年別の発生状況でございます。これにつきましては、11月、1か月分を学年別、区別に集計したものでございます。総数といたしましては、小中合わせまして14,342人の発生があったところでございますが、これを学年別で見ますと、小学校3年生1,943人が最大となっております。 また、区別に見ますと、西区の2,732人というのが絶対数としては最大ではございますけれども、11月の発生状況を見ますと、北区あるいは西蒲区あたりの発生が顕著になったところでございました。 2の臨時休業措置の状況についてでございますが、上記のような状況を受けまして、学級閉鎖等の休業措置が続いたところでございます。全体で見ますと187の幼稚園・学校がございませけれども、そのうち休業措置を経験した校数といたしましては182ということで、ほとんどすべてのところで経験したということでございます。 参考までに、早い段階から感染が拡大いたしました小針中学校の休業措置の日数を学年別にまとめてございます。土日を除いてということでございますけれども、学年によって差は見られますが、結果といたしましては、3日以内の学校閉鎖で終わったクラスが8クラス、5日から9日が12クラス、10日を超えたものが4クラスございました。最大では12日間の学級閉鎖と

なっております。

これに相当する分の授業日数が不足するということになるわけですが、上の表に戻っていただきまして、冬季休業中に授業を実施すると決定いたしました学校が、この時点で小学校 36、中学校 25、合計 61 校でございます。

なお、終日、通常の授業を実施するためには給食の問題が起きるわけですが、当初予定では献立のない期間になりますけれども、学校の希望に応じて対応するという事といたしました。

自校、センター、スクールランチと給食の提供方法には 3 種類ございますけれども、その提供方法の違いによらず、基本的には原則として対応するところがございます。結果といたしましては、この段階で小学校 16 校、中学校 7 校で給食を実施するという事がございます。

では、資料の裏面をご覧くださいと思います。インフルエンザワクチンの予防接種についてでございます。まず、1 の接種スケジュールについてですが、12 月 1 日からの欄にあります 1 歳から就学前の児童、それから小学校の 1 年生から 3 年生、これは当初予定では 12 月 14 日からという予定でございました。それから、小学校の 4 年生から 6 年生、1 歳未満児の保護者らにつきましては、年が明けた 1 月 8 日からの予定でございましたけれども、罹患の低年齢化等に伴いまして前倒しされ、11 月 1 日からのスケジュールの中に入ったところがございます。現段階では、年明けから中高生、2 月になって 65 歳以上の方ということになってございます。

なお、昨日の段階で、いわゆる優先接種者以外も接種対象にするという国の方針が決まりましたけれども、この日程については、別途決定される予定だと伺っております。

それから、2 の接種回数についてでございますけれども、1 歳から就学前児、それから小学生が基本的には 2 回接種、中高生については当面 2 回接種ということで、1 回目を踏まえて判断するという形になってございます。それ以外につきましては、1 回接種でございます。

3 の接種費用でございますが、1 回目が 3,600 円、2 回目が 2,550 円でございます。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する場合につきましては無料ということで、これに要する費用負担の割合は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 となっております。この所用の経費につきましては、保健

所の所管でございますけれども、12月議会に一般会計の補正予算として上程されているところでございます。私からは、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、何か。

○高山委員

すべて心配なわけではありませんが、高校を受験する中学生、今3年生は、この日程でいきますと、1月15日頃から接種を始めるということですが、接種して効き目とといいますか、免疫ができるまで1か月くらいかかるのですか。

○保健給食課長

早い方ですと、2週間目からです。

○高山委員

そうすると、日程的には間に合いますか。

○保健給食課長

日程的に考えれば、そうなるかと思えますけれども、今の段階では、医療機関に予約していただいて接種を受けていただくということでございますので、ワクチンの量と医療機関ごとの希望者とのバランスによって、いつ受けられるのかというようなことが急務なのではないかと思っておりますが、先ほど申し上げたように、全国民を対象にすることに決めたというのは、ワクチンの総体としての接種量が確保できるという見込みに立ってのことだと伺っております。

○高山委員

今おっしゃったのは、医療機関へ自分で行くということですね。

○保健給食課長

そうです。

○高山委員

学校でまとめてやるということではないのですね。

○保健給食課長

はい。

○山田委員

冬季休業中に授業を実施すると、結果したところ、そこで回復したいということなのだろうと思うのですが、ここの授業を実施する学校というのは休校にしたのですか、そうではなくて学級閉鎖にしたのか、そこを一つ教えていただきたい。要するに冬季休業中、学校授業を実施するとなると、学校全体の問題になるのかなという気がするものですから。

それから、何日間くらい、給食まで取るというのは、普通だとだいたいそういう回復というのは、午前中で2日くらいというのが昔は多かったみたいですが、給食まで取るということは、何日間くらいやるのか、そこがお分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

○保健給食課長

休業措置につきましては、結果からいいますと、いわゆる休校という措置を決定したところではございませんでした。

ただ、学年閉鎖が重なって、結果として1クラスもいないと

いうことはありましたけれども、基本的には学級閉鎖が主にございまして、学年全体で広がった学校で、学年閉鎖がいくつか見られたというところがございます。

したがって、冬休み期間中の授業の実施につきましても、全学年で対応するところと、一つの学年でやるところと、あるいはクラスとか、そういう対応のところとがあるということがございます。

日数につきましては、2月24、25日を授業にあてると、2日程度やっているところが一番多いようです。

○委員長

そのほかに何かありますか。

○高山委員

一度罹患した人は、予防接種は必要ないのですか。

○保健給食課長

基本的には、いらないという考え方になっております。

○委員長

そのほかにございますか。

教職員の方の罹患というのは、どのような状況になっていきますか。

○保健給食課長

統計は取っていないのですが、たまたま直近で、12月10日に見た限りでは、その日一日ですと、12名の先生がお休みになっていたというようなところがございます。

○委員長

平均してどのくらい休んだのですか、3日くらいですか。

○保健給食課長

医療機関に相談するということになるのですが、基本的には児童生徒の場合は、7日程度の休みの期間を取らないと、熱はもっと早い段階に下がるのですが、完全に平熱に戻らないというようなことになってございます。

○委員長

1週間休むと、小学校の先生はかなり大変になるのじゃないですか、その辺のところは、ある程度改善というか、対策はとられていますか。

○学校支援課長

当然、学校によって級外の人が出るとか、教科によっては一緒に授業をすとかということで対応しています。

○高山委員

この14,000人、11月罹患したわけですが、重症になった子どもたちはどのくらいですか。

○保健給食課長

市内全体で見ましても、特に小さいお子さんを中心に入院患者というのが出てございまして、場合によっては人工呼吸器を装着するという段階の例もございまして、ただ、いわゆる重篤化といえますか、そういった状況はなくて、改善されておられるということがございます。

○委員長

そのほかにございますでしょうか。なければ、ありがとうございました。

それでは、続きまして、新潟市立高志中等教育学校入学者選

抜実施状況について、お願いいたします。

○学校支援課長

学校支援課でございます。平成22年度の新潟市立高志中等教育学校入学者選抜実施状況について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

はじめに、志願状況です。11月24日から27日の正午まで入学願書を受け付けました。その結果、市内65校、県内の新潟市外の学校から4校、合わせて69の小学校から願書が届きました。子どもの数としましては、新潟市内が309人、市外が4人の合わせて313人の出願がございました。定員が120名で、出願者が313人でしたので、倍率は2.6倍になりました。出願者の男女別は、男子が120人、女子が193人で、女子の方が73人多くなっておりました。市外からは五泉市の学校が2校、阿賀野市が1校、聖籠町が1校と、4校からの出願がありました。いずれの出願者も、来年4月から新潟市内に居住するというようになっております。

次に、選考検査について、ご報告します。12月12日の土曜日に作文と適性検査1、適性検査2、面接を実施いたしました。受検者は、当日、辞退者が11人ありましたので、302人の受検者でございました。それぞれ検査を45分で実施し、午前に作文と適性検査、午後に面接を行いました。今年度、面接の終了は午後3時50分で、すべて予定どおり滞りなく行われました。

なお、合格発表は12月19日土曜日、午前10時に高志中等教育学校で受検番号を掲示するということとなります。

○委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。

○高山委員

この適性検査1、2はどういうものか、教えてください。

○学校支援課長

適性検査は、いわゆる文章や資料を読んで答える筆記検査になっております。主として身の回りの事柄などについて考えて、自ら解決する力などを見るという検査になっております。

○高山委員

適性検査2はどういうものですか。

○学校支援課長

適性検査1の方は、主に個人の日常生活に関するものを題材としておりますし、適性検査の2は、いわゆる社会で起こっているようなことに関するものを題材としているということになっております。

○高山委員

例えば一つでいいですから、どんなものが問題となっているのですか。言えないのでしょうか。

○学校支援課長

もう公開してあります。子どもは持って帰っております。

○高山委員

教えてください。

○委員長	では、あとでお願いします。
○学校支援課長	すみません。後ほどお示しします。
○委員長	この件に関しましては、あとでということをお願いします。
○高山委員	<p>ということは、どういう検査がやられているかというのを知りたいのです。つまり、先日、私たち見学に行きましたが、このときに私が一番気になったのは、男女の比率が、7対3で女子の方がはるかに多い状況なのです。これは教育上、問題があるのかないのかというところは焦点だと思います。先生方に聞きますと、特に教えることについては問題がないとおっしゃっていましたが、このまま大学受験までいくわけですので、男の子の伸びしろというものを考慮する必要があるのではないかと思います。男女の比率というのを考えてもいいのではないかと私は思います。</p> <p>例えば村上の中等教育学校に聞いてみますと、やっぱり男子が186で、女性が277人と圧倒的に女性が多い。それから、直江津も男子が169人で女子が194名、これはそんなには差はないのですけれども、直江津で1年生だけが男子66人、女子57と男性が多いということも現実にはあるわけです。したがって、私の要望としては、男女の比率というものをもう少し考えて、適性検査の結果、どういう点数をつけられるか知りませんが、その辺の配慮も必要ではないかと、男の子の伸びしろということもありますので、是非、お考えいただきたいと、これは希望であります。</p>
○委員長	その辺はいかがですか。
○学校支援課長	今の件につきましては、学校の方にもきちんと伝えますし、検査のことは学校支援課ですけれども、学校の中身とかになりますと学校が中心になりますので、学校の方にきちんと伝えていきたいと思えます。
○委員長	小嶋さん、反論はありますか。
○小嶋委員	おそらく高山委員がおっしゃったようなことが、中等教育のところでは非常に重要なのかなと思います。大学に行きますと女性が多くなっていて、男子が入りたいのだけれども、女性が多くなって、成績順位で入っているということが往々にしてあるのですけれども、ちょうど成長段階のところでは大事なのかなという気持ちも確かにありますので、そういうところを考慮しまして、学校と協議しながら進めていただければありがたいと思えます。
○山田委員	今の件、男女比を決めるのは学校ですか。

○鈴木教育長	方針ですね。いわゆる中等教育学校に対する方針は、市の教育委員会の方針ですから、皆さん方のご意見は重く受け止めて、検討してもらわなければならないと思います。
○市橋教育次長	中高一貫校の男女の問題というのは、県立でも話題になったところであると思いますが、現在、新潟県の県立は、男女の定員を別枠で設けておりませんので、先ほど高山委員がおっしゃったような状況です。 記憶によれば、一番最初にできた五ヶ瀬中等教育学校は、最初からほぼ男女同数になるように入学者が決まっていたようですし、国立大学の附属の中には、同数に最初から定めているところもあります。最近是全国的に公立が増えておりますけれども、その動向がどうなっているかは、現在、手持ちにありませんので、今後調べて資料として提出させていただきまして、それを参考にご議論をいただければと思います。
○山田委員	私は教育委員会、要するにこの場でもって決めるということではなく、そういう問題があるならば、今、次長がお話しされたように、ある程度全国の状況を調べて委員会を設けて、例えば3人でもいいし5人でもいいのですが、その道で検討してきた方を入れて検討して、こういう方針でいきたいという案を出していただいて、教育委員会が考えるということになるのではないのでしょうか。言いたいのは、学校の責任ではないだろうと、もっと上の段階で考えていくと、そういうことを言いたかったのです。
○高山委員	70人対40人ぐらいであって、アンバランスではないかなと私は感じたわけです。
○市橋教育次長	全国的には決めているところと、そうでないところというのを資料を作りまして、一度、それを元にご意見を伺って、検討すべきかどうかのご意見を伺う、そういうチャンスは1回作らせていただくような方向にさせていただくと、ありがたいです。
○小嶋委員	比率だけでなく、内容もお知らせいただきたいと思います。
○山田委員	内容というのは、どういうことですか。
○小嶋委員	比率はどうだとかではなく、学校現場の男女比がこうだと、こうだとかという詳しいことまで分かった方が、まだスタートしたばかりの学校が多いのではないかと思いますので。
○山田委員	こういう学校でありたい、こういう学校を作りたいというのはこれまで何度か検討してきて、よしということでスタートしたわけです。ただ、それが男女比と関係するかどうかということは、検討していないわけです。だから、そのことについて結

果を見ると、ちょっと問題があるのではないかというのが高山委員のお話だと思います。だから、男女比についてそれぞれの学校が、どういうふうな考え方でやっているのかというのを探るのは大事だと思うのです。学校のあり方そのものを考えるということではないだろうと、そんなふうなことを思いました。

○委員長

そのほかはどうですか。それでは、ただいまの提案に関しまして、また次回、定例会で資料をご提出いただいて、議論させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、引き続きまして学校支援課の方で、新潟市立両川小学校の校歌・校章・校旗について、ご説明をお願いします。

○学校支援課長

それでは、両川小学校の校歌、校章、校旗についてご報告いたします。

はじめに、校章と校旗についてです。6月の定例教育委員会でお話ししました計画のとおり、いわゆる割野小学校と酒屋小学校の子どもたちの新設・両川小学校に対する思いというのを校章デザイン、アイディアスケッチとして言葉に表してもらって、子どもたちの思いやアイディアを基本に据えて、制作者である新潟大学の橋本准教授に制作を開始していただきました。その後、複数のデザイン案を学校・地域の皆さんへ提示し、ご意見をいただきながらデザイン案の練り直しを行い、最終的には、資料でご覧いただいております校章デザインといたしました。

図案には、両川小学校の教育ビジョンの3要素である「感謝」「感動」「輝き」をあしらった地域の特産である「梨の木」、6本の集合体から子どもたちみんなが輪を作り、仲良く一緒にという思いが込められております。

今後は、この校章デザインを校旗に作り上げてまいります。基調となる色彩を学校・地域の強い要望もありまして、地域を流れる川をイメージしたブルー系の色彩として制作してまいります。3月はじめ頃には、校旗を完成させたいと考えております。

次に、校歌についてでございます。資料をご覧ください。歌詞につきましては、本市の出身で童話作家である正道かほる氏にお願いし、曲については、上越教育大の後藤丹教授にお願いしておりました。校歌を制作するにあたりまして、新潟市立酒屋・割野の両小学校の現状を元に、新しい両川小学校の育てたい子ども像に基づいて制作するという方針から、両校の学校教育ビジョンに掲げられた児童像、学校像にふさわしく、確かな

学力，豊かな心，健やかな健康・体力を考慮しました。

作者が取材の際に聴取した地域の歴史や風土を考え合わせ，これから伸びていく子どもたちにふさわしいものという気持ちを大切に，表現してあります。

1番では，校名の元となる川の存在を入れ，学ぶ楽しさ，2番では，豊かな心を詩に託し友だちとの輪，3番では，チャレンジして伸びていく姿をそれぞれ表現してございます。

それでは，実際にCDで音を準備してございますので，さわりをちょっとお聞きいただきたいと思います。

(CDで校歌を視聴)

以上，両川小学校の校章・校歌について報告させていただきました。

○委員長

ありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして，何か。

○高山委員

校歌に「川ふたつ」というタイトルがついているのですが，これはめずらしいです。ほかにありますか。

○学校支援課長

今はっきりしたことは言えません。この両川小学校の場合は，二つ案を考えてくださって，片方は「川ふたつ」，もう一つが「川と空と大地と」といったテーマを持ったものを作ってください，こちらの方に落ち着いたということです。

○高山委員

これから「川ふたつ」と言い続けていくわけですが，これは校歌ではなくて。

○学校支援課長

校歌になると思います。

○山田委員

附属小学校は，「虹の輪」です。

○委員長

西特別支援学校はどうですか。

○山田委員

私もそれは「おや？」と思って見ていたのですが，その次に西特別支援学校が出てくるのですよね。ここはタイトルがないのですね。作成委員会で作っているわけですが，愛称的にタイトルがあった方がいいなど，私はそう感じたのですが，一般的には，校歌斉唱という形になりますからね。

○委員長

タイトルは，作詞家の方がつけたのですか。

○学校支援課長

はい。

○委員長

では，引き続きまして，新潟市立西特別支援学校の校歌・校章・校旗についてお願いします。

○学校支援課長

続いて，西特別支援学校の校歌・校章について，ご報告いたします。

西特別支援学校の開校にあたりましては，現在の市立養護学校から約40名の児童生徒が転学することから，5月にもお話を

させていただきましたが、市立養護学校、4月から東特別支援学校になるわけですが、姉妹校としての性格を出していこうと考えております。そのことから校歌の作曲者、校章のデザインは、現在の市立養護学校と同じ方をお願いしております。

まず、校章・校旗について、お話をいたします。制作者は、市立養護学校の校章の制作者であり、元県立高等養護学校の坂井信也先生です。作成にあたっては、現在の市立養護学校のように、シンプルで分かりやすいものという方針で取り組んでいただきました。

資料をご覧ください。図案は「にし」の「に」、「にいがた」の「に」を「ni」という形でモチーフにしたデザインの中に、市立養護学校同様、子どもの姿を織り込んだものになっております。今後、この校章デザインを校旗にしていきたいと思います。校旗の色彩については、校旗作成の中で決定していきたいと考えております。

続きまして、校歌について説明いたします。楽譜と歌詞をご覧ください。作曲者は、市立養護学校の校歌の作曲者である音楽家の青木昌巳様をお願いいたしました。歌詞は、これも市立養護学校と同じように、市立学校の教員、作曲者が学校支援課の指導主事からなる作成委員会で、知的な障がいのある子どもにも分かりやすいものになるようにいたしました。

その中で、校名公募の際に出てきておりました「おおぞら」「はばたき」「はるかぜ」などの言葉を入れながら、子どもたちへの願いを込めた歌詞にいたしました。また、繰り返し部分も多くして、ゆったりしたリズムで構成し、子どもたちにも歌いやすく、親しみが持てるものにいたしました。ここにテープがありますが、これは歌詞が入っておりません。メロディーだけです。一節お聞きください。

(CDで曲のみを視聴)

今のがメロディーです。

○委員長

ただいまの報告についてなにかございますか。

○田中委員

特別支援学校の校章ですけれども、創立記念でいただいた養護学校の校章なのですけれども、こちらは子どもが伸び伸びと元気に育ってほしいという願いが校章から感じられまして、いいなと思うのですけれども、今回は何も感じられないというか、ただ「にいがた」の「に」、「にし」の「に」の「ni」をシンボルにただけのような気がするのですけれども、校章は決まりましたらずっとこの校章のわけで、ちょっとどうかなと思

	<p>ました。もう一度ご検討くださるならもう一度何とか、比べると全然違うのです。</p>
○学校支援課長	<p>実は東特別支援学校のものは、「ようご」の「よ」の字をデザインしてあります。今回もそれに合わせて、ひらがなの「に」の字をデザインというふうにかかったのですが、ひらがなの「に」の字がなかなかうまくいかないということで、こういう形になりました。</p>
○高山委員	<p>「i」という字、子どもたちを表しているのでしょうか、違うのですか。</p>
○学校支援課長	<p>そうですね。これが子どもの姿を表しています。</p>
○高山委員	<p>色はつかないのですか。</p>
○学校支援課長	<p>特に作成者の方から色の限定はないということですので、色についてはこれから考えたり、場合によっては色を変えるということも、決定ではありませんけれども、それも視野にあると。</p>
○高山委員	<p>今、田中さんが言われた、大空にはばたくような躍動感があるようにすれば、それは救えるかもしれない。真っ黒でこうだから、何となく暗い感じがしますが、明るい色にして華やかような感じにすれば、かなり違ってくるかもしれない。</p>
○小嶋委員	<p>このカーブのところを虹のような感じにもっていくと、いいのかなと。シンプルですごく分かりやすいのは分かりやすいのだけれども、その辺のところ。真っ黒だから、なおさら。</p>
○山田委員	<p>作者に相談していただいたらいいじゃないですか。色でもって躍動感が出るような、あるいは子どもたちが生き生きするようなということで、デザインそのものは黒と。</p>
○田中委員	<p>色によっては、全然印象が違って来るから。</p>
○山田委員	<p>決まっていないのならば、お願いしてみると。</p>
○学校支援課長	<p>では、今、お話しいただきましたように、基本的にこのデザインで、色で東特別支援学校に負けない躍動感を出せるように、作者と話をしてみたいと思います。</p>
○田中委員	<p>よろしくお願いします。</p>
○委員長	<p>そのほか、どうですか。</p>
○高山委員	<p>それと、コスモスというのは、校旗にからんでいるのでしょうか、そんなような感じはありますか。</p>
○学校支援課長	<p>校旗につきましては、これからデザインしていきますが、今、</p>

委員のおっしゃるように、これも配慮しながらいきたいと思えます。

○委員長

そのほかにございますか。なければ、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、報告事項を終了させていただきます。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

1月定例会は、1月19日（火）午後3時半から、2月定例会は2月12日（金）午後3時からでお願いしたい。

第6 協議会

○委員長

それでは、ここで定例会はいったん終了となります。

引き続き、公開の協議会へ移らせていただきます。

一番最初に、教育ビジョン後期実施計画における重点施策について、どうぞお願いします。

○教育総務課長

教育ビジョン後期実施計画における重点施策「学びの扉」について、ご説明申し上げます。

これまで10月、11月の教育ビジョン推進委員会での意見を受け、また、小中校長会との懇談会を通して、学校現場の声を聴取する中で、後期の重点施策について検討してまいりました。

それでは、重点施策の選定について、順にご説明します。資料の13ページと14ページをあわせてご覧ください。

まず、13ページの後期「学びの扉」策定の目的です。教育ビジョンを具体化していくにあたり、後期実施計画の5年間に重点的に取り組んでいく施策とそれぞれの方向を「学びの扉」として示すことで、学校現場や市民に向けて分かりやすくPRすることを目的に、後期も「学びの扉」を策定することといたしました。

次に、策定の基本方針ですが、方針の一つは、前期の実施状況を踏まえ、事業の定着を図る施策については、前期に引き続き重点とし、事業を推進する体制が整った施策については、重点から外していくことです。

もう一つは、教育現場の課題や社会的な要請から、今後の課題に応じた施策を選定し、後期の重点として新たに位置づけることです。この二つの基本方針に基づいて、後期「学びの扉」の策定を進めてまいりました。

1つ目の柱は、「学・社・民の融合による教育を進めます」です。「学・社・民の融合による教育」は、教育ビジョンの根幹となる理念であることから、後期も引き続き5つの「学びの扉」の中核となる重点といたしました。

2つ目の柱は、「確かな学力，豊かな心，健やかな体を育みます」です。「新潟市の児童生徒の学力実態から，子ども一人一人の学力を保障することが最優先課題であると考え，施策1－3「基礎・基本を身につける教育の推進」を新たに重点として位置づけております。

さらには，継続的に着実な取り組みを進めるために，「知・徳・体・生活習慣」の観点から重点を絞り込みました。

3つ目の柱は，「可能性と個性を伸ばす特別支援教育を推進します」であり，前期に引き続き特別支援教育のサポート体制を推進してまいります。

4つ目の柱は，「学校・教育関係職員への支援と校種間連携を進めます」です。学校現場にゆとりを生み出し，教職員が児童生徒とじっくりと向き合う環境を整えるという教育現場の課題から，施策の13－2「教職員への支援体制の充実」を新たな重点施策として位置づけました。

5つ目の柱は，「生涯を通じて学び育つ活動を支援し，家庭・地域の教育力を高めます」です。家庭や地域の教育力を向上させ，地域社会全体で子育てや教育活動を支える体制が求められていることから，施策7－1と2「家庭教育の充実と子育て支援」及び8－3「地域における生涯学習活動への支援」を新たな重点として位置づけました。全体をみますと，全重点施策数を前期同様の12としました。

最後に，15ページの後期実施計画「新・学びの扉」（案）をご覧ください。これまでの説明をまとめると，この一覧のようになります。

なお，前期には，施策を構成するすべての事業を掲載しておりましたが，後期は分かりやすくPRするために，主要となる事業を掲載しております。説明は以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは，ただいまの提案につきまして，協議したいと思います。ご意見・ご質問をどうぞ。

○山田委員

説明で，前期の実施状況を踏まえてと，もう一つは，教育現場の課題や社会的な要請から取り上げたものがあると，こういうお話なのですが，前期の実施状況，今のお話では何も分から

ないのですが、それは今年度のものは、まだ出ておりませんですよね、出ましたか。

○教育総務課長

進捗状況については、順次、推進委員会の中でご説明しております。

○山田委員

そうでしたかね。要するにどんな状況であったかというのがよく分からないのですが、それについてはどうですか。例えば「学・社・民の融合による教育を進めます」ということで、この2つが1つになり、保護者や地域と連携した安全対策の推進、これは外しますと、これがどうして外されるのか、そのあたりの説明をちょっとしていただけますか。そういうのがずっとあるのですが。

○教育総務課長

基本的には、先ほど申し上げたとおり、推進の体制が整った、これはなくすというわけではなく、推進の体制が整ったものを、その体制のとおり継続していくということでございまして、今ほど山田委員からお話があった、保護者や地域と連携した安全対策の推進というものは、基本的には学校ボランティアと見回りの人たちの組織と、これからも継続して当然のことのよう、学校の安全を守るために活動を継続していくということが予定されております。この後期実施計画の重点の中では、あえて取り上げる必要はないという判断でございまして。

それから、今ほど言ったとおり新しいもの、なるべく重点施策なるものを多くしないよという方針でやっております。前期についても12施策、後期についても12施策のところ、この数字的にもあまり増やさないということの方針にしておりますので、例えば「学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考える教育」というのは、文言としては確かにいいところがあるのですけれども、どういうふうなことを目指しているのかよく分からないところがありましたので、それにつきましては外させていただいて、基礎・基本を身につける教育の推進ということで変えていったと、教育現場あるいは教育委員会事務局内で、今まで前期の実施計画についての検討を行ったうえで、このように取捨選択、あるいは新規を入れさせていただいたということでございます。

○山田委員

分かりました。要するに、達成したものについて、あるいはある程度のレベルになったものについては、あくまでも重点施策なので載せていないと、カットしたということですね。

○教育総務課長

そういうことでございます。

○山田委員

達成したというのは。

○高山委員	<p>今のお話で、例えば今、「学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考える教育の推進」というのを前期に掲げてやってきたけれども、あまりよく分からないと、ということは、成果が上がっていないということですね。それを少し言い方を変えて、基礎・基本にというふうに変えたのだと、そういうふう理解できるのですか、そうではないのですか。</p>
○教育総務課長	<p>この1項目については、そういうふうな面もあるということでございます。</p>
○高山委員	<p>ですから、要するに、前期に掲げていながら後期に掲げていないというのは、あまりにも前期にある程度の成果があり、見込みのあるものだから、後期は削ったというだけではないということですね。</p>
○教育総務課長	<p>基本的には、学校に必要なもの、あるいは教育に必要なものを網羅しておりますので、だいたい前期にあるものが全く消えるということは、あまりありません。ほとんど継続的にやっていくことが必要だというものを、前期の実施計画においても設定しておりますので、完全に消えるというのは、そう多くはございません。</p>
○高山委員	<p>それで、今、指摘された「学ぶ目的意識を持ち」云々のような形で、後期に少し変えて表現といいますか、変えてみたというののほかにありますか。</p>
○山田委員	<p>ちょっと待ってください、今の件で。それは、学ぶ目的意識を持ち、要するにキャリア教育ですね、これが基礎・基本に変わったのですか。それは違いますよね。要するに、基礎・基本は別項目に立てていて、「学ぶ目的意識を持ち」というのはあったわけですよね。そちらに重点を置いてきたのだけれども、どうも成果がはっきりしない、成果があったではなくて、はっきりしないと、むしろ、もうちょっとははっきりする基礎・基本の方を重点にしようと、こういう。</p>
○教育総務課長	<p>申し訳ありません。ちょっと説明が不足でございまして、申し訳ございません。1-1の「学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考える教育」というのは、後期の実施計画でもちゃんと設定してあります。その辺の事業につきましては、キャリア教育の推進と市立高校生の進学支援事業ということなので、この2つについても、後期の実施計画でも同じように事業を進めることになっております。</p>
	<p>ただし、重点の「学びの扉」の中に入れる段階で、「学ぶ目的意識を持ち」よりも、基礎・基本を身につけるということに、</p>

	<p>重点としてはシフトしていった方がいいという判断でございます。説明が不足しておりました。申し訳ございません。</p>
○高山委員	<p>この前の説明では、要するにある程度の成果が上がったものについては、もう変える必要はないだろうと。当然、継続してきていると、そういうふうに解釈していいわけですね。</p>
○教育総務課長	<p>重点として、そういうふうに判断するところがあるということでございます。</p>
○高山委員	<p>ということは、今のところも同じ意味合いでいいのではないですか、学ぶ目標というのは。</p>
○教育総務課長	<p>このところは、本部会議あるいは推進委員会ですいぶん議論が出たところでございます。重点として掲げる文言としては、学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考えるというのは、大変素晴らしい重点の文言としては理解といたしますか、評価できるところなのですけれども、それよりもといたしますか、基礎・基本ということにシフトしていくというか、その方が今回の後期の実施計画としては、重点として挙げるべきではないかという案でございます。</p>
○高山委員	<p>そういう議論になって、ほかに消えた部分がありますか。</p>
○教育総務課長	<p>例えば、今ほど山田委員からお話のあった、保護者や地域と連携した安全対策の推進というのは、市民を巻き込んでといたしますか、市民の参加のうえに教育現場の中に出ていくもの、市民参加があるものについて、体制が整ったとしても、簡単に重点から外していいのかという議論もございました。</p> <p>あとは家庭教育、「生涯を通じて学び育つ活動を支援します」というところで、家庭教育、地域における学習活動等、地域と家庭の教育というものを重点の中ではっきりと明示しております。このあたりも前期と後期の大きな違いの一つと考えております。</p>
○委員長	<p>よろしゅうございますか。</p>
○高山委員	<p>途中経過で、点数化されていましてよね、4とか3とか、そういう数値の高いものを消したということでもないのですか。</p>
○教育総務課長	<p>今ほど高山委員のおっしゃったとおり評点の高いもの、これは継続して、これからも維持していくということで、重点の中から外していったというものはございます。</p>
○山田委員	<p>そういうのもあるということですか。何か、そういうことがどうもはっきりしないでぼんやりと出てくるものですから、それは本当に大丈夫なのかというふうな感じを受けるのですが。</p> <p>例えばまたさっきのぶり返しみたいになるのですが、基礎・</p>

基本が大事だというのは、要するに学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考える教育の推進、それも大事なわけだけれど、今、社会的な課題は、基礎・基本が学力テストと絡んで言われていると、そこに後期は重点をかけていきたいと、要するに今回変える2つのうちの1つ、後半ですね、社会的な要請のある強い内容であると、今度はそれでいきたいというなら分かるのです。そういう説明は。でも、そうでなくて、前のものがよい、悪いというのがはっきりしないのに、私がこの資料だけでははっきりしないのに、それは外して、こっちはこうだというふうなことがよく分からないということなのです。そういう意見を言っただけで、結構なのです。

○委員長

よろしゅうございましょうか。そのほかにございますか。

○小嶋委員

ちょっと分からないので、聞かせてください。

2番目の基本方針のところ、小中学校校長会との懇談会というところがありますが、そのところは、学校現場の声を聴取するわけですが、学校支援をする地域の声の聴取というのは、どういうところでされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育総務課長

保護者の直接の声ということでございましょうか。

○小嶋委員

とか、地域の声ということです。

○教育総務課長

今のところは、直接の保護者あるいは地域の人たちの意見というのは、予定しておりません。

○小嶋委員

例えばふれあい事業とか、パートナーシップ事業とかしますよね。そのときに地域の方々も来てくださる、かかわっていく。そのときに、やはり学校現場に対してこうしてもらいたいとか、いろいろな意見がありますが、そういうのを聴取する場というのはあるのかどうか。

○教育総務課長

ビジョンの推進委員会の中にお一人、委員として地域教育の関係の方が出ていらっしゃいますので、その方の代表の意見として聴取する場がございます。

○小嶋委員

多くのそういう地域の声を聞くというのが、非常に大事だと思うのです。学校を支援していただくには、やっぱり革新したいなという気持ちが起こるように、親しく意見を交わせることが大事だと思うので、是非、そういう場を作っていただければありがたいと思います。

もう1点、お願い事なのですが、「学びの扉」の2番のところなのですが、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」ときているのですが、「豊かな心」というのは、5年、20

年くらい前からずっと言われていることなのですからけれども、豊かな心というのは当然大事なことですけれども、これから生きていくうえで、たくましい心というのが大事だと思うのです。強く、たくましく生きていく心というのをどこかのところに入れていただくような形にしていいただければ、ありがたいと思います。

○田中委員

重点とする施策の中に、いじめ・不登校への対応というのが含まれていないということが、私にはすごく残念なのです。不登校は現実には増えていますし、ビジョン策定当時は中1ギャップとか言われていましたけれども、去年あたりからは中学2年、3年生の不登校というのが急増してきています。そういう変化もあるわけですから、それに対する対策というか、対応というか、重点的にやっていただきたいという思いが強いです。

○委員長

この件に関しまして、何か議論はありましたか。

○教育総務課長

重点にするということでは、議論に上がったということはないように思います。

○委員長

どうされますか。

○教育総務課長

検討させていただきます。

○田中委員

よろしくお願いします。

○委員長

それでは、山田委員どうぞ。

○山田委員

今のこと、まったく私は賛成です。うっかりしていましたが、いじめ・不登校の件、施策体系の中にはあるのですが、重点施策としては取り上げていないのです。しかし、豊かな心というときに一番最初にあがるのが、国でも県でも、いじめ・不登校対策だろうと思うのです。どんどん追いかけていくと、教育の方にいくということだろうと思うのですが、そういう意味では、いじめ・不登校対策、現実には手を打っているわけですから、教育相談センター、あるいはああいう運動への参加、県が今やっているわけですから、重点の一つだということで構えた方が、かえってやりやすいのではないかと、こんなふうな気がいたします。

○委員長

そのほかにございますか。

○高山委員

15 ページですが、四角の新しい重点ですけれども、2番目、確かな学力のところ、基礎・基本を身につけると、実際にどういうことをやるのかというと、学力実態調査、学習支援員派遣事業、これが具体的な施策と考えていいわけですね。

○教育総務課長

はい。

○高山委員

学力実態調査というのは、今、新潟市が毎年やっていますよ

ね。さらに全国学力テストがあるのですが、どんなものですか、学力実態調査というのは。

○学校支援課長

学力実態調査は、今年度までですと、いわゆるNRTと全国学力調査が中心です。それをやってきていますが、来年度につきましては、今、全国学力調査の方もまだはっきりとした方針が出ていませんで、その方針を待っているという状況です。それにあわせて新潟市はどうしていこうかという。

○高山委員

学力テストが実施される方向であるということは、まず間違いないと思うのですけれども、そうなった場合、何かほかのものもやりたいということですか。

○学校支援課長

その抽出が40%とも言われていますし、それ以下になるのではないとも言われていますが、それにあわせて別なことというか、去年とは違う方法を考えようと思っています。

○高山委員

学習支援員派遣事業というのがありますが、これは学習ボランティアという、いわゆる学生さんだとか、あるいは補助員とか、そういった人たちを増やすということですか。

○学校支援課長

今まで言っていた学習支援ボランティアというのが、新潟大学と青陵大学の学生、それも教育実習を経験した、いわゆる先生のたまごになる人たちを前提として考えていました。そうすると、前にも問題になったことがありましたが、希望しても来てくれる学生がないという地区もありますので、今度は、いわゆる学習支援員として、特に先生のたまごでなくても大学生とか、場合によっては大人の方というか、成人の保護者の方とか、地域の方とか、そういう方にも協力していただこうと考えています。

○高山委員

ボランティアということですか。

○学校支援課長

そうです。基本は、ボランティアです。

○高山委員

それから、4つ目の「学校・教育関係職員への支援」というところで、教職員への支援体制の充実、そこに多忙化解消対策の推進というふうにありますね。これは新規事業ということになっていますね。その中身については、少し分かりにくいのですが、どのような効果が上がっているのですか、具体的には何か。

○教職員課長

まず、大きく分けて3つあるのですけれども、1つは、多忙化解消検討会議を開催するという事です。これは、明日も今年度に入って第2回目が開催されますけれども、昨年からは始めていることで、そこで多忙化の実態を把握し、できるものは何かというのを検討していきます。

2点目が、その改善策の検討ですけれども、これは事務局内で実際に各課から代表が集まりましてチームを作りまして、前回ご報告させていただきましたように、例えば調査・照会等の文書が削減できたりとか、いろいろ具体的な方策を練るということです。

3点目が、学校問題対応チームの設置ということでございます。これらすべて全体として多忙化解消対策というふうに考えております。

○高山委員

そのあとの5番目、家庭教育の充実と子育て支援、家庭教育振興事業というのがありますが、これは新規事業ではないですか、これは、例えばどういう内容のものですか。

○生涯学習センター
次長

具体的に言いますと、例えば「早寝早起き朝ごはん」がそうです。

○高山委員

是非、やりたいということ。

○生涯学習センター
次長

もちろんそうです。
あと、一番大きなものは家庭教育学級です。プレママもそうです。公民館や、学校を会場に、単発講座ではなくて、連続講座ということで、子育ての親の支援をし、家庭・地域の教育力を高めていこうという事業です。

○高山委員

家庭教育の崩壊とさえ言われるような状況があつて、子どもの虐待だとか、しつけもできていないということ言えば、家庭教育の充実というものは大きな問題だと思うのです。これがうまく行われないうちに、学校が代わってやっていることがずいぶんあるわけです。だから、この点の施策をお父さん、お母さんたちが子どものために家庭でやるべきことは何だということすら教えなければいけないような状況なので、ここにしっかり取り組んでいただきたいと、これは要望です。ほかに、親の意識を変えていくということも大事だと思うのですけれども、是非、しっかりと取り組んでいただきたいという要望です。

○委員長

ありがとうございました。そのほかに。

○山田委員

ずっとお聞きして一番感じるのは、確かな学力というけれども、学力をどういうふうに向きさせるのかということについての施策が足りないという感じがいたします。

それはどうしてかと言うと、5つの扉として端的に表そうとしたからだろうと思うのです。例えばマイスターの授業であれ、みんな学力と結んで非常に重要なことなのです。でも、今の説明は、調査が中心みたいになってしまう。調査というのは、本当は学力を細らせるようなところもあるわけですので、いろいろ

る問題なのです。

それで、要望です。学力と関係する線の結び方がうまくできないかなど、前回、こういうふうな形で訴えました。大変これはよくできていると思うのですが、ただ、学力だけを見ると、学校から学力を取ったら、一番基本になるわけですが、そこがなくなっていくと困るわけです。それを支えるためのいろいろな施策を実はやっているわけです。あるいは学力についてはもう一つ特別に作るのか、その辺、ちょっと検討していただきたいという要望なのです。言っている意味、分かるでしょうか。これを見ますと、書いてある大部分が、学力を向上させるための施策なのです。マイスター授業をなぜやったのですか、子どもの学力を上げてほしいのです。研修、あれくらいいっぱいあるのはどうしてですか、そうです、地域コーディネーターはなぜですか、子どもたちをうまく育ててほしいと、みんなそこへいくわけですので、それはもちろん当然のことだよと言うのか、そうではなくて、それがもう一つあった方がいいのか、線で結ばばいいのか、ちょっと検討してみたいということなのです。

○教育総務課長

今、山田委員がおっしゃったとおりのことで、学校現場としては教育ビジョンの前というか、そこに今言ったように、子どもたちの学力を育てるということ、それが学校の大きな仕事といたしますか、それ以外にはないというくらい大きな仕事があって、教育ビジョンについては、それを補完して、あるいは進めていくというものが教育ビジョンだと考えています。

そこで、先ほどのいじめのことに話をぶり返して申し訳ないのですが、実は教育ビジョン自体、いろいろな重点を多く出すと、学校現場にそのこと自体がある程度の負担をかける、多忙化をあおるといような現状があるのではないかという意見もございました。なぜ前期の実施計画が12施策で、今回も12施策かという、本来は学校現場も授業の方をよく見て、取捨選択をして自分の学校に合うような授業をやっていけばいいわけですけれども、教育ビジョンという新潟市全体の教育を担うというものを出すと、それに対して学校の現場が一生懸命努力する、そういうふうな実態もあるということなので、重点施策もなるべく多くしないようにということで絞ったということがあります。

先ほどのいじめについてもSSTの実績とか、着実に仕事をしております。例えばそれでいじめが減ったのか、あるいは本

当になくなったのかというのは、いろいろな検証が必要かと思
いますけれども、先ほどお話ししたとおり、現実には前期の方
である程度の実績を上げ、進める体制が整ったものは多忙化、
あるいは負担感という観点から、重点からなるべく削っていく
というのも、今回の後期実施計画を立てるうえでの一つの方針
であったということをご理解いただくと、ありがたいと思ひ
ます。

○委員長

これをもとにして、もう少し検討していくわけですね。基
本的には、委員の皆さんに分かりやすいような形でお示しして
いただければよろしいかと思ひます。

○委員長

ただいま出た意見、またいろいろご検討していただいて、報
告してください。そのほかにございせんか、よろしゅうござ
いますか。それでは、この件に関しましては、終了させていた
だきます。

続きまして、教育委員会定例会における意見と図書館の考え
方について。

○中央図書館長

資料の 16 ページから 19 ページまで、4 枚作らせていただい
ております。これら子ども読書活動推進計画と図書館ビジョン
に関して、2 回にわたって貴重なご意見、ご提案をいただいた
ところがございます。前回の定例会で説明していない、あるい
は説明不足の点がございましたので、少しお時間をお借りして、
まとめてご説明させていただきたいと思ひます。

まず、はじめに、「子ども読書活動推進計画」の素案に関連し
て、高山委員の方から「子どもの読書環境の整備とは」という
前文の部分で、「子どもに本を読むことを強制できるものではありません」というフレーズがありますが、このフレーズを入れることによって、例えば朝読書を強制していることから、朝読書にブレーキをかけることになるのではないかなというようにご趣旨のご指摘だったと思ひます。このフレーズについては、読書というのがあくまでも個人的な営みであって、強要されてできるものではないという一般的、普遍的な考え方を述べさせていただいたつもりでございます。本市の学校の朝読書については、元々教育委員会が上から提唱してというようなことではなくて、学校の中から自発的に始まったと聞いております。

そして、併せて学校現場で非常に効果があるということで、
自ずと学校間で広まっていったという経緯もございまして、そ
の過程を経て今、定着しているという実態がありますので、こ
れによってブレーキがかかるということではないのかなと思っ

ております。

なお、この計画の元になります子どもの読書活動の推進に関する法律というのがございまして、これは制定の審議の過程でも、衆院の委員会の方で、子どもの読書活動の推進にあたって必要な環境整備は行うのだけれども、行政が不当な干渉をすることがないようにという附帯意見がついております。そういった趣旨でございます。

それから2番目の同じく高山委員の方から、教育フォーラムでもノーテレビ、ノーゲームの取り組みが提案されているが、こちら辺を計画の中に反映できないかというようなご趣旨だったかと思えます。これにつきましては、実は教育フォーラムの中で市長もお話ししていたように記憶していますが、実際に例えば山ノ下のコミュニティ協議会ですとか、あるいは巻北小学校の方で、実際に取り組みが行われた例がございます。そういったレベルでの取り組みをしていただくことが一番効果的なのだろうと有識者会議の中でも議論がありましたので、私どもこの読書活動の計画の啓発と併せて、その中にそういった活動事例も盛り込んでいったらどうかと今考えております。

それから、次に17ページでございますが、「ヤングアダルト」という言葉については、ここに記載させていただいたとおりでございます。実は私も改めて見ましたのですが、新潟日報ですとか、あるいは朝日新聞の読書欄もこの言葉を使っておりまして、そういう意味では健全な言葉なのかなと思っております。ただ一部、誤解されるむきもありますので、図書館ではなるべく今は「ティーンズコーナー」とか、そういった「ティーンズ」というような呼び方もしております。

それから、次に佐藤委員長から、新潟小学校のプレママ学級の中で、読み聞かせ等の取り組みを入れたらどうかというようなご趣旨だったかと思えます。新潟小学校では助産師さんの生活指導と併せて、校長先生が自ら道徳の授業、プレママ教室も念頭に置いて授業を担当してくださってございまして、命の教育ということで、そういったものを一緒に聞いていただいている、学・社融合の事業、いい事業かと思っております。学校にもご苦労いただいております。公民館ではプレママ学級のほかに、例えば乳幼児をもつ、あるいは児童をもつ親御さんに家庭教育学級というのをどの公民館でもやっております、多くのコマがありますと、その1コマを絵本を説明する1コマにしております。このところには、「保護者等を対象にした啓発事業の実

施と情報」に含まれますとしてしまっておりますが、ご指摘を受けて再考しまして、公民館の事業の説明が足りないなというふうに思い直しましたので、公民館の事業の説明不足の点を少し説明を加える形で修正させていただきたいと思っております。

それから、次に図書館ビジョンの部分でございます。高山委員の方から、札幌の図書館ビジョンのお話がありました。私も札幌のビジョンについては、何度も実は繰り返し見させていただきまして、ご指摘のように格調高く立派で、つけいる隙がないといいますか、そういった文章になっておりまして、一時、そのまま真似してもいいのではないかと思ったくらいでございました。

ただ、実のところ、政令市を含めてほかの都市でも、図書館のビジョンとか計画は作っているところはあまりございません。どういう意図で札幌が作ったかといいますと、特別何かきっかけがあったということではないようでございます。平成14年に作っております。

うちのこのビジョンに関しては、ここにも書かせていただいたように合併政令市後、そして、全館のオンライン化、それから、これからもさらに合併建設計画で新たに図書館整備の予定がある、そういったことを含めまして、それを契機に中期的なビジョンを市民にお示しし、職員もそれに向けて努力する、そういった格好をとりたいというのが策定意図でございまして、図書館を取り巻く社会的な背景がさまざまございますけれども、それは省略させていただいて、直接この図書館ビジョンにかかわるものとしてすぐ前にできております中央図書館の基本計画、それから教育ビジョン、それから国の基本計画というのがございましたので、その3点に絞らせていただいて、説明させていただくことにしたものでございます。

それから、次の高山委員の文言上のご指摘については、まったくいたらない表現で反省しております。ご指摘を受けて修正させていただきたいと思っております。

それから、最後に19ページの佐藤委員長からのご指摘でございます。政令市のどのビジョンを見ても同じようなことが書いてあるのではないかと、もう少し差別化して、新潟の図書館であれば、例えばテーマを食、あるいは北東アジア、そういったものを取り上げて、何か特色を出したらいかなものかというようなご指摘と理解しております。これにつきましては、実は全

国に公共図書館は今 3,100 ほどあるそうございまして、中央図書館を建設する際のコンセプトを考える際、新潟はどういう図書館を作るのだというお話を周りからもいただいて、私どもも考えてまいりました。ただ、公共図書館というのは、どうしても金太郎飴の部分がございます、例えばマンガだけを集めたマンガ図書館というのが広島がございます。それから、例えば雑誌だけを集めた、私立ですけれども、大宅壮一文庫ですとか、あるいは子どもの本だけを集めた国立国際子ども図書館、そういった対象を特化したコレクションをやっているところはございますけれども、公共図書館はどうしてもあれもこれもということで、これは障がい者サービスを抜かすわけにはいかない、国際化という意味で多文化サービスを抜かすわけにはいかないという、どれもこれもになってしましまして、なかなか特化することができないのが正直なところでございます。

この中に将来像として4本の柱を入れさせていただきましたが、1番目にネットワークを活かした「課題解決型」の図書館という言い方をさせていただいております。この「課題解決型」ということについては、実は中央図書館のコンセプトを考えるときに、アドバイザーで、今、筑波大学の副学長をなさっております植松先生という図書館建築では権威のある先生から、中央図書館のコンセプトで何か特徴あるものは何でしょうかといったときに、今の図書館は、これから市民の役に立つ「課題解決型」じゃないのというようなことを引っ張ってきまして、「課題解決型」をうたい文句にしていきたいということで考えております。平成18年に文科省が主催した有識者会議、図書館のあり方協力者会議とか、平成20年に中教審が答申しております。その中でも、やはりこれからの図書館は「課題解決型」「役に立つ図書館」ということを見せていかなければならないということで答申を出しております。そういった意味では、中央図書館のコンセプトが先行して「課題解決型」ということでうたっているのかなと思っております。そういった意味で、この理念と将来像に基づいて、実際に書き物だけではなくて、それをどういうふうに運営していくのかというあたりの方が、むしろ館の資質とか姿勢で問われてくるのかなと思ってございまして、そういう運営を行う中で、この図書館を将来像に向けた、将来像に近づける努力をしていく過程で特色づくりをしていきたいと、ちょっと抽象的な言い方ですが、そんな覚悟でございまして、ご理解いただければありがたいと思っております。以上でござ

います。

○委員長

ありがとうございました。我々の意見を逐一ご検討いただきまして、ありがとうございました。それでは、ほかに何か。

○高山委員

今、委員長が言われたとおり、私たちの意見に丁寧にお答えいただき、修正までいただいたことは大変ありがたく感謝しています。

ただ、1点だけ、どうしても図書館ビジョン策定の目的というところで、これはそのままということですか、多少文章を変えられるという。

○中央図書館長

私どもとしては、このままにさせていただきたいというつもりでお話しさせていただいたのですが。

○高山委員

何でもそうですが、何かをやるときに、ねらいとか目的というのは、大変大切なものです。番組を作るときも同じでして、何を言いたいのかと一こと言われたら、えーっというのでは困るので、今おっしゃられたように、社会の変化というのは極力少なくしたいと、要するに図書館ビジョンを目的のために作るのだということを言うのなら、それをきちんと書かれた方がよくて、社会の変化というのは非常に中途半端といいますか、甘いような気がするのです。つまり、社会は大きく変化していく、その中で新潟市も政令市になったと、その変動の中で新しい図書館づくりを目指すということが書かれてあるのですけれども、説得力に欠けるのです。つまり、社会が変わっていくから、図書館も変わらねばならないのだということだけでは、ちょっと短絡的すぎるような気がします。

ですから、社会の変化をどの程度ここでうたって、そうすると、その社会の変化と図書館とのつながりがどうなのだというところがほしいのです。つまり、少子高齢化とか情報化社会とかグローバルとか、男女共同参画社会とかというものが、図書館のあり方とどうつながってくるかという、やっぱり市民のニーズ、あるいは情報に対する欲求が多様化したり、拡大したり、あるいは新体制を求めているというような、何か図書館とつながるようなものがあるからこそ、図書館を変えなければいけないと、さらにそこに政令市という新しいものができて、しかも、ネットワークを作って情報の地域格差みたいなものを解消する、そういったために作りたいのだということを是非、入れてほしいと思います。

19ページの中ごろに、「さまざまな機能を持った、市民生活に役立つ施設」、こういう図書館を目指し、新しい図書館づくりを

進めていくために作ったのですということで私はいいいと思います。

○中央図書館長

分かりました。もう少し社会的な関係と、それを具体的にどう図書館に結びつけるか、その関係のあたりを工夫させていただきます。ありがとうございます。

○高山委員

そこを読んで納得すれば、それでいいわけです。

それから、よく情報といいますけれども、今よく言われる知の時代、その知の集積地としての図書館になってほしいと思います。知というのは、市民が情報よりもさらに考えるというような意味も含めていると思うのです。もしそういうことを論じられるのであれば、目的のところだけ、少しお考えいただきたいと思います。

○中央図書館長

分かりました。ありがとうございます。

○委員長

そのほかにもございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして協議会を終了させていただきます。一応、ここで傍聴人・報道の方はご退席をお願いします。これから、定例会非公開部分に入りたいと思います。

第7 閉会宣言

○委員長

午後4時10分、閉会を宣言する。

(非公開部分)

(議案第19号 職員の人事措置について、審議し、可決する。)

(非公開部分)

(議案第20号 市立小学校の校長の人事について、審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員